



## 保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係  
☎476-1111(130)

### ◆第8回すこやか交流会のお知らせ ～ 8020 達成者および歯科優良児表彰式同時開催～

【日 時】 平成27年2月27日（金） 10時～14時

【場 所】 大崎町中央公民館

【対 象 者】 おおむね65歳以上の方ならどなたでも参加できます。

- |       |                       |             |
|-------|-----------------------|-------------|
| 【内 容】 | ①8020達成者および歯科優良児表彰式   | 10:00～10:40 |
|       | ②開会のあいさつ              | 10:40～10:45 |
|       | ③認知症サポーター養成講座         | 10:50～11:50 |
|       | ④昼食『さつま汁とおにぎり』        | 12:00～13:00 |
|       | ⑤寸劇『家族にカンパイ!』～乳がん奮闘記～ | 13:00～13:30 |
|       | ⑥みんなで楽しく交流会           | 13:30～14:00 |

【参 加 料】 無料

【持参品等】 飲み物、運動のできる服装や靴

【申込方法】 電話またはFAXで下記までお申し込みください。

【申 込 先】 役場保健福祉課健康増進係  
TEL：476-1111（内線130） FAX：476-3979

【申込期限】 平成27年2月13日（金）



▲昨年の交流会の様子



▲昨年の交流会の様子

### ◆不妊治療費助成制度のお知らせ

町では、不妊治療を受けているご夫婦に対して、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部助成を行っています。

#### 【対象となる治療】

健康保険の適用とならない体外受精および顕微授精（特定不妊治療）

#### 【対象となる経費】

特定不妊治療（県から助成を受けている場合は、その分を差し引いた額）

#### 【対象となる方】

- ①夫または妻が1年以上前から大崎町内に住所を有する戸籍上の夫婦
- ②夫および妻の前年（1月～5月までの申請にあっては、前々年）の所得の合計額が730万円未満の方
- ③特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断された方
- ④町税などを滞納していない方

#### 【助成の額および期間】

1回の治療につき10万円以内、1年度あたり2回までで、通算5年間を限度に助成。

（※特定不妊治療が終了した日から、6か月以内の申請が必要です。）

◎指定医療機関など詳しくは、役場保健福祉課健康増進係までお問い合わせください。

◎県の助成制度もありますので、詳しくは志布志保健所（☎472-1021）へお問い合わせください。

